

第5章 ノルウェー

1 概 観

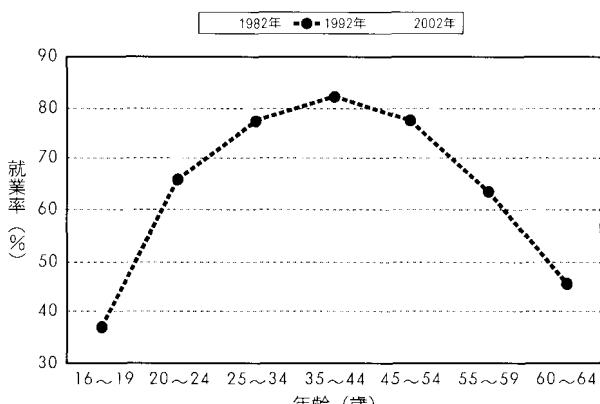
ノルウェーでは、出生率が、1970年代から80年代半ばにかけて低下・低迷したが、80年代半ば以降増加に転じ、90年代はじめ以降はわずかながら低下傾向がみられるものの、おむね横ばいで推移し、2002年は1.75と、先進国の中では比較的高い水準を示している。

ノルウェーでは、出生率を上げようとする意図をもって政策が実施されてきたわけではない^(注1)。労働市場と家庭内における男女平等の実現と、児童の福祉の推進という目標を実現するために、子どもを育てながら働く男女の仕事と家庭の両立を支援する施策を長期にわたって包括的に実施した結果、出生率の上昇がもたらされたのである。

特に、人口の少ない北欧諸国に共通した背景としてあるのは、労働力不足である。ノルウェーでも1960年代以降、労働力不足のため、税制面の政策も含め、かなり強硬に女性の労働市場参加を促進する政策が取られたため、結果的に女性の就業率はかなり伸び、また他と比べても、女性の就業率(2002年76.7%、16~64歳)が高く、子育て期にも就業率が低下していない(図1-23)。

出生率の高い国には、①家族政策等によって、子育ての機会費用が軽減されており、かつ、②男性の家庭内労働の分担割合が高いという共通点があると指摘^(注2)されているが、ノルウェーについても、出産・育児に関する諸休暇や手当制度、税制上の優遇措置等によって、

〈図1-23〉ノルウェーの女性の就業率(年齢別)



資料出所 OECD "Labour Force Statistics" 1982~2002年

子育ての機会費用が軽減されており(表1-39)、男性の家庭内労働分担割合も世界で最も高いグループに属している(図1-24・表1-40)^(注3)。

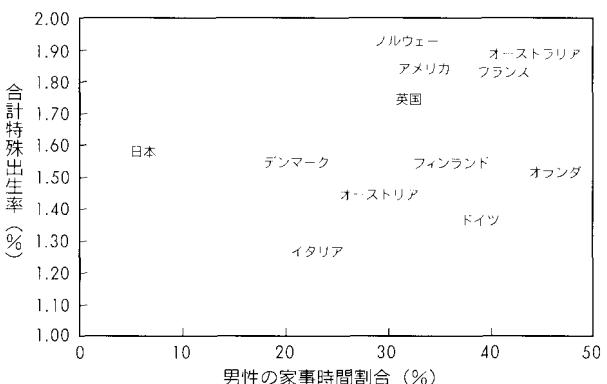
〈表1-39〉平均的片働き世帯(子供2人)に対する経済的支援

	社会保障 児童手当	税 制		総 給 付
		税額控除	扶養控除	
日 本	0			2.28 2.28
ス ウ エ ー デ ン	8.16			8.16
デンマーク	6.67			6.67
フィンランド	9.77			9.77
ノルウェー	8.36	1.37		9.73
ド イ ツ		9.86		9.86
オーストラリア	12.92	4.34		17.26
オ ラ ン ダ	7.13			7.13
ス イ ス	8.22		0.07	8.30
フ ラ ン ス	6.02			6.02
ベ ル ギ 一	10.21	2.58		12.79
ルクセンブルク	15.02	3.98		19.00
イ タ リ ア	9.44	1.73		11.17
ス ペ イ ン			3.35	3.35
ポ ル ツ ガ ル	5.05	2.71		7.76
ギ リ シ ャ				0
イ ギ リ ス	7.02			7.02
ア メ リ カ		3.34	2.75	6.09
オーストラリア		3.13		3.13
ニュージーランド				0
カ ナ ダ		6.32		6.32

資料出所 厚生科学研究費「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」(平成11~13年度)

(注) 製造業の平均賃金に占める割合(2000年)

〈図1-24〉先進諸国における男性の家事時間割合と出生率(1995年)



資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「海外社会保障研究」No.143 2003年夏号

[ノルウェー]

〈表1-40〉 ノルウェーの男女別1日当たりの家事時間等(1971~2000年)

項目		女性				男性				(時間)
		1971年	1980年	1990年	2000年	1971年	1980年	1990年	2000年	
収入獲得活動	計	1.56	2.23	2.48	2.59	5.29	4.40	4.30	4.34	
	収入を得るための仕事	1.47	2.10	2.32	2.41	5.02	4.17	4.06	4.09	
	通勤	0.10	0.13	0.16	0.18	0.26	0.23	0.24	0.25	
家事等	計	5.55	4.46	4.22	3.56	2.13	2.26	2.36	2.41	
	家事	4.14	3.01	2.18	1.59	0.38	0.47	0.46	0.51	
	メンテナンス	0.13	0.15	0.16	0.17	0.41	0.37	0.36	0.36	
	家族の世話	0.42	0.46	0.59	0.42	0.17	0.26	0.30	0.24	
	物やサービスの購入	0.23	0.26	0.26	0.26	0.15	0.18	0.19	0.21	
	他の家事・家族の世話	0.09	0.07	0.09	0.13	0.10	0.10	0.13	0.11	
	家族・家族の世話移動時間	0.14	0.11	0.14	0.19	0.11	0.09	0.13	0.19	

資料出所 ノルウェー児童・家族省調査

2 調査対象国における少子化の動向

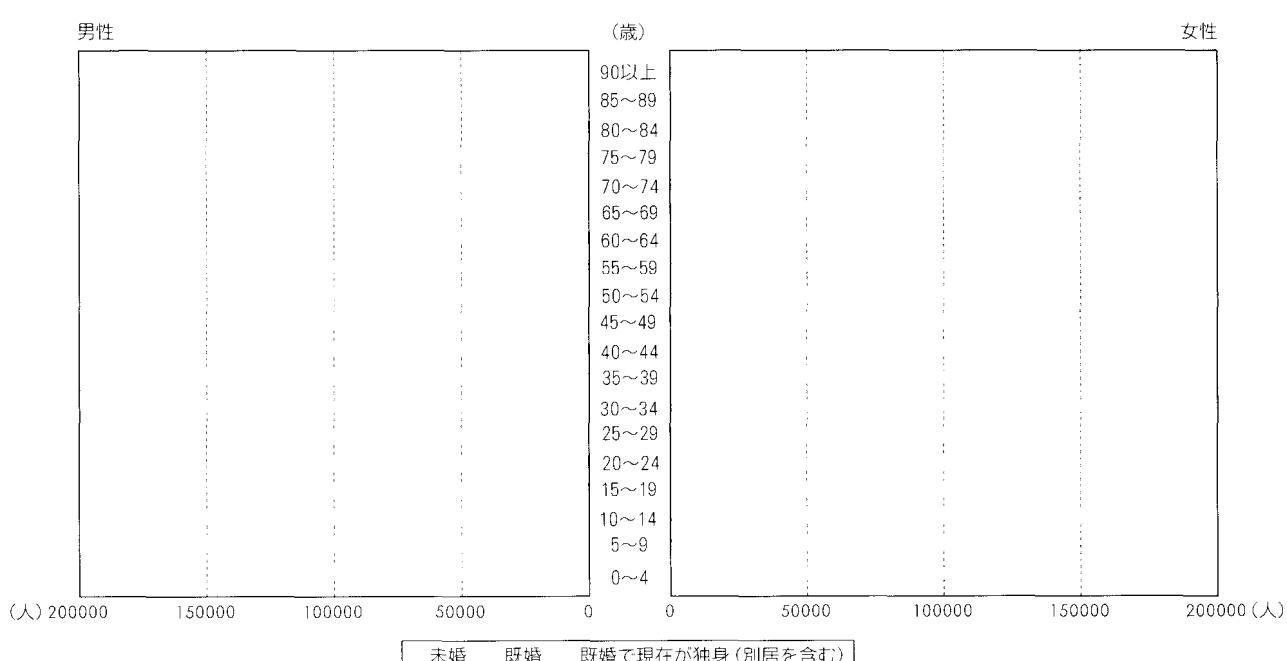
(1) 若年者人口の動向

2003年1月時点のノルウェーの人口ピラミッドをみると(図1-25)、出生率の高い時期に生まれた5~14歳までの子どもの数がその前後の年齢の子どもの数より多くなっている。0~24歳までの若年者人口は145.2万人(2002年)で総人口(453.8万人)の32%を占めている。

(2) 出生率の動向

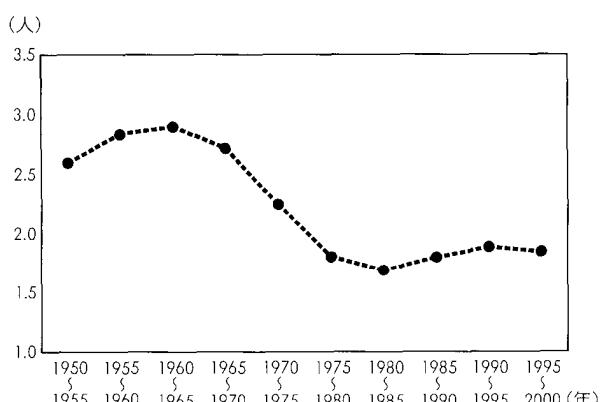
ノルウェーの出生率は、図1-26のように、1970年代から80年代半ばにかけて低下・低迷したが、80年代半ば以降増加に転じ、90年代はじめ以降はわずかながら低下傾向がみられるものの、おおむね横ばいで推移し、2002年は1.75となった。

〈図1-25〉 ノルウェーの人口構成(2003年1月)



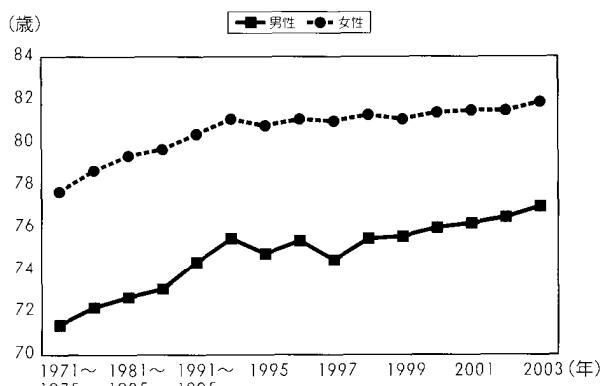
資料出所 ノルウェー統計局

〈図1-26〉 ノルウェーの合計特殊出生率の推移



資料出所 図1-25に同じ。

〈図1-27〉 平均寿命の推移(1971~2002)



資料出所 図1-25に同じ。

(3) 女性の就業動向

ノルウェーでは、1960年代以降、労働力不足のため、女性の労働市場参加を促進する政策(税制等)が取られた。このため、女性の就業率は他国と比べて高くなっている。2002年の16~64歳の女性の就業率は76.7%となっている(図1-23)。女性就業者全体に占めるパートタイム労働者の割合は、33.4%(2002年)である。

雇用の場における男女平等は、「クオータ制」^(注4)の導入により大幅に推進され、国政、地方政治の場ではかなり女性の進出が進んだ。しかし、実際に雇用されている分野をみると、女性は8割以上が福祉や教育などの公的部門で就労しており、民間企業の経営・管理職については、まだ女性はかなり少数となっている(2001年に企業経営者は7.4%、上級管理職は11.4%。ノルウェー産業連盟調査)。

(4) 平均寿命

ノルウェーの平均寿命は、長期的に上昇しており、2002年には女性が81.52歳、男性が76.45歳となった。特に80年代半ば以降男性の伸びがやや大きい(図1-27)。

(5) 平均出産年齢

第1子出生の平均年齢をみると、1998年に27.2歳となっていたり、1970年の23.6歳から徐々に上昇してきた。これは、先進諸国に共通の傾向となっている^(注5)。母親の年代別に出生率をみると、1980年代半ば以降の出生率上昇の中で、20歳代後半の出生率が一貫して低下しているのと対照的に、30歳代の出生率が顕著に増加した(表1-41)。

〈表1-41〉 ノルウェーにおける女性の年齢別出生率および合計特殊出生率(TFR)の推移(1960~2000年)

年齢	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	TFR
1960	40	171	173	114	62	20	2	2.91
1965	40	182	177	112	58	18	1	2.95
1970	46	166	149	88	41	11	1	2.50
1975	40	135	129	64	24	5	0	1.98
1980	25	108	122	63	22	4	0	1.72
1985	18	94	126	71	23	4	0	1.68
1990	17	93	145	95	32	5	0	1.93
1995	13	78	134	103	40	6	0	1.87
1998	12	69	128	105	43	7	0	1.81

資料出所 国連 “Demographic Yearbook”

(注) TFRを除き、女子1,000人当たりの率。

ノルウェーにおける婚外出生等の状況

ノルウェーを含む北欧諸国における出生行動の大きな特徴の一つとしてあげられているのが、婚外出生の急激な増加である。

1960年代前半には、4~5%であったノルウェーの婚外子の割合は、北欧諸国としてはやや遅く1980年代から上昇を始め、1996年には48%となった(ちなみに、我が国では1960年以来1%前後で推移している)。

この婚外出生の増加と出生率との関係は直接は明らかにされていないが、ノルウェーにおいても他の北欧諸国同様、婚姻による子どもと婚外子とで各種

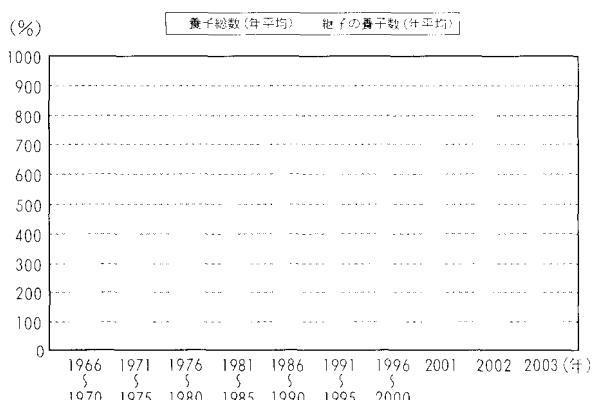
制度上の扱いは全く同じになっていることから、出生率に対するマイナス要因はないと思われる。そもそも、婚外出生は必ずしも家族の崩壊や社会問題の深刻化を意味しておらず、婚外子の両親の多くは同居し、親としての法的・社会的義務を果たしていることが調査によって明らかにされている^(注6)。

ノルウェーを含む北欧諸国における婚外出生割合の増加は、むしろ家族形成における法的結婚の社会的拘束力の弱まりと新しい家族形態の浸透を示していると捉えられる。

ノルウェーにおける養子取得の状況

ノルウェーでは、1960年代以降、養子を得る親が一定数存在してきたが、この数は近年漸増している(図1-28)。養子には、①再婚時の配偶者の子供を養子にするもの(stepchild: 繙子)、②他人の子供を養子に

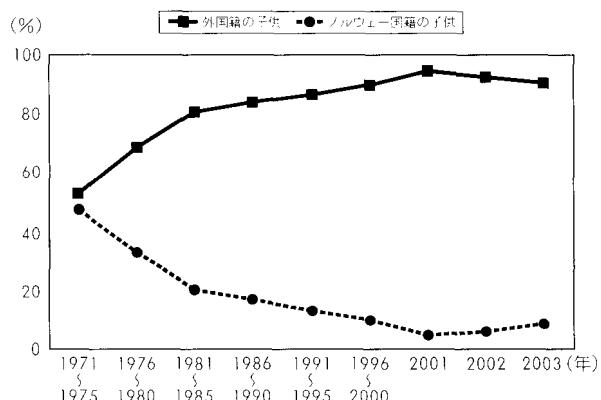
〈図1-28〉ノルウェーにおける養子数の推移(1966~2002)



資料出所 図1-25に同じ。

するものがあるが、近年特に増加が見られるのは②のうち外国からの子どもの受け入れである(図1-29)。中でも1997年以降中国からの養子受け入れが急増しており、2002年の外国からの養子の4割を占めている。

〈図1-29〉 養子(継子を除く)に占める外国籍の子供の割合の推移(1971~2002)



資料出所 図1-25に同じ。

3 育児に対する経済的支援

(1) 概要

育児に対する経済的支援としては、子どもをもつ家庭への社会保障給付の中で最も重要な手当とされている①児童手当(1947年~)と、②自宅等で保育する人に支給される家庭保育手当(1998年~)等がある。また、子どもと同居していない親が支払うべき養育費を国が立て替える制度や、1人親を対象として就労への

橋渡し等を行う支援制度がある。このほか、子育て中の人にに対する税制上の優遇措置も実施されている。なお、諸手当は課税及び年金ポイントの対象となっている。

(2) 児童手当(Family allowances)

①概要

児童手当は、a. 基本手当、b. 幼児(1~3歳)家庭付加給付、c. 北部地域特別補助給付、d. 1人親家庭

付加給付から成っている。このうち、b の児童家庭付加給付については、制度の見直しによって、2003年8月1日に停止された(2002年3月8日改正法)。

② 根拠法令

根拠法令は、児童手当法である。

③ 管理運営主体

管理運営主体は、国民保険事務所^(注7)である。

④ 支給対象

0～17歳までの子どもを持つ親に対して支給される。2000年5月1日から新たに16及び17歳の子どもを持つ親も対象になった。

⑤ 給付内容

基本手当は、子ども1人当たり月972クローネが支給される。北部地域(Finnmark郡及びNorthern Troms郡の7つの自治体)に居住する親に対しては、北部地域特別補助給付が子ども1人当たり月316クローネ支給される。1人親に対しては、基本手当が子ども1人分追加される。

⑥ 財 源

財源は、一般税財源である。

⑦ 実 績

児童手当の受給者数及び受給対象児童数は、それぞれ59.6万人、106.2万人(2002年末)で、近年、いずれも増加率は1%以下となっているが、新たに16歳及び17歳の子どもが対象に加わった2000年末の数字は前

年比でそれぞれ約10%増加した(表1-42)。

(3) 家庭保育手当(cash benefit for families with small children)

① 概 要

家庭保育手当は、公的補助の出ている保育施設に子どもを預けず(または終日預けず)、自宅等で子どもを保育している親に対して支給される手当である。1～2歳児については、保育施設が不足しているため、保育施設に子どもを預ける親と預けられない親の間で生じる不公平の解消等を目的としている^(注8)。

② 根拠法令

根拠法令は、国民保険法である。

③ 管理運営主体

管理運営主体は、国民保険事務所である。

④ 支給対象

1～2歳児を家庭等で保育する親に対して支給される。必ずしも親が直接保育する必要はなく、他人(保育ママ等)や親族による保育も対象となる。また、親の就労の有無に関係なく支給され、所得の制限も特にならない。

1998年の制度導入当初は1歳児のみを対象としていたが、1999年から2歳児も対象とした。

⑤ 給付内容

家庭保育手当は、1日の半日又は一部を保育施設に預けて、部分的に家庭保育手当を受給することもできる。給付額は保育施設に預けている時間数ごとに決まっている(表1-43)。全く保育施設を利用しない場合(全

〈表1-42〉 ノルウェーの児童手当受給者数等の推移

年	受給者数 (前年比%)	世帯当たり児童数別受給者数					対象児童総数 (前年比%)
		1人	2人	3人	4人	5人	
2002	595,636(0.9)	256,137	232,462	87,887	15,276	3,874	1,061,460(0.7)
2001	590,540(0.8)	254,180	229,526	87,599	15,454	3,785	1,054,112(0.6)
2000	585,964(9.1)	252,047	227,662	86,880	15,596	3,779	1,047,618(11.2)
1999	536,948(1.1)	240,340	207,511	74,078	12,251	2,768	941,933(1.3)
1998	531,378(0.6)	239,236	204,916	72,446	12,095	2,685	929,707(0.9)

資料出所 ノルウェー統計局 “Statistical Yearbook” 各年

(注) 各年12月31日の数字。

〈表1-43〉家庭保育手当給付額

週当たり保育施設利用時間	給付月額(ノルウェー・クローネ) (2003年8月1日～)
0	3,657(給付割合100%)
1～8	2,926(同 80%)
9～16	2,194(同 60%)
17～24	1,463(同 40%)
25～32	723(同 20%)
33以上	0

資料出所 ノルウェー国民保険庁資料

(注) 額は子供1当たり。給付割合は満額に対する割合。

額支給)で、子ども1人当たり月3,657クローネ(2003年8月1日改正)となっている。

⑥財 源

財源は、国民保険及び一般税財源である。

⑦実 績

家庭保育手当の受給児童数は、2002年に83,424人となっている(表1-44)。これは1～2歳児全体の約70%に当たる。年齢別には1歳児は部分利用も含めて約80%が利用、2歳児は保育施設に預ける子どもが増えるので部分利用も含めて約65%が利用している。利用の形態としては、家庭育児手当のフル利用が一番多く、部分利用では、60%分を保育園利用で、残る40%を家庭育児手当という組み合わせが多い。

なお、2000年から2002年では受給児童数が減少しているが、これはこの時期には対象となる子どもの総数が減少しているためである。

〈表1-44〉家庭保育手当受給者数の推移

年	受給児童数		受給児童総数 (全体に対する割合%)	1～2歳児総数
	1歳児	2歳児		
2000	46,988	41,246	88,234(73.8)	119,578
2001	46,549	41,031	87,580(-)	-
2002	43,784	39,640	83,424(69.8)	119,541

資料出所 表1-42と同じ。

(注) 受給児童数は各年12月31日の数字。総数は各年1月1日の数字。

(4) 養育費の立替え

(maintenance payment for children)

①概 要

養育費の立替えは、他の北欧諸国にも共通する制度である。両親が離婚又は同棲を解消すると、子どもと同居しない親には養育費を支払う義務が生じるが、養育費が支払われなかったり、支払われても額が不足した場合に、国が不足分を手当として支給し、養育費を負担すべき親に求償するものである。養育費を支払う父親が特定できない場合にも支給される。

なお、養育費はあくまでも子どもに支払われるものなので、子どもを養育する親の再婚には左右されない。

②根拠法令

根拠法令は、養育費の支払いについては児童法で、立替えについては国民保険法である。

③管理運営主体

管理運営主体は、養育費徴収については、養育費徴収庁(The Maintenance Contribution Collecting Agency 養育費徴収を行う国の機関)で、立替えの支払いについては国民保険事務所である。

④支給対象

離婚又は同棲解消後、17歳以下の子どもを養育する親に支給される。

⑤給付内容

養育費は、親が合意して決定するが、立替額は、支払うべき親の所得の11%(対象となる子どもが1人の場合)、18%(同2人)、24%(同3人)、28%(同4人以上)で、立替額の上限は月当たり1,120クローネ(2000年6月1日～)となっている。

⑥財 源

財源は、一般税財源である(実績は不明)。

(5) 税制上の優遇措置

①概 要

子どもを養育する人に対しては、税還付(税額控除：

tax allowance) と保育関連費用(保育料等)の課税上の所得控除が適用される。税還付は、全く所得がない場合も一定額(16歳未満の子どもが1人の場合、年1,820クローネ。2000年)が還付される。

また、消費税の税率は24%(2004年)であるが、食品に関しては税率は12%と低く、子どもを養育する人にとって有利になっている。

② 根拠法令

根拠法令は税法である。

③ 対象

税還付は18歳以下の子どもを養育する人、課税上の所得控除は11歳以下(障害児等は12歳以上も対象)の子どもを養育する人を対象とする。所得制限はない。

④ 措置の内容

税還付は、子どもが15歳になるまでは年1,820クローネ、子どもが16~18歳の場合は2,540クローネ(2000年)である。課税上の所得控除は、子ども1人の場合年25,000クローネ、子ども2人以上の場合年30,000クローネを上限とする。

(6) 社会保障上の優遇措置

① 概要

児童手当を受給している人に年金制度上のポイントが自動的に付与される。しかし、年金の支給額に上限があるため、既に年間所得が196,000クローネ以上の人にとっては、ポイントが加わっても年金支給額上のプラスはない。

② 対象

6歳以下の子どもを養育している人を対象とする。

③ 措置の内容

就労せずに6歳までの子どもを保育している人は、保育ポイントとして年間3.00の年金ポイントを付与される^(注9)。

(7) 1人親に対する諸援助

① 概要

1人親に対しては、就労を促進するために、下記のような支援を行っている。

② 就労橋渡し手当

子どもが生まれる2か月前から8歳になるまでの間、合計で3年間、生計費を賄うための手当を支給する。(下に子どもがいない場合)この子どもが3歳になった時点で、親は、最低でもフルタイム労働の半分の時間就労しているか、教育・訓練を受けているか、あるいは公共職業安定所に登録して積極的に求職活動を行っていなければならない。

金額は、月当たり7,568クローネ(2000年5月~)。受給者の年収が27,085クローネ(国民保険基礎額(54,170クローネ。2003年1月~)の約半分。国民保険基礎額については注9参照)以上の時は減額される。なお、252,000クローネが受給の上限年収となっている。

③ 保育手当

就労、教育・訓練及び求職活動のために他の人に子どもの保育を依頼する場合には、保育手当が支給される。金額は月当たり子ども1人の場合2,423クローネ、同2人3,161クローネ、同3人3,583クローネとなっている(2000年~)。受給者の年収が国民保険基礎額の6~8倍の場合、手当は減額され、8倍を超えると支給されない。

④ 教育・訓練手当

就労のため、教育・訓練を受講する1人親に対しては教育・訓練手当が支給される。

⑤ 移転手当

就労のため、住居を移転する1人親に対しては、引越し費用を賄うため移転手当が支給される。

4 子育てと仕事の両立支援

① 概要

ノルウェーでは出産休暇が保障されているほか、育児休暇制度としては、①所得補償割合の高い育児休暇

(100%の所得補償で42週間、80%の場合52週間(いずれも出産休暇及びパパ・クオータを含む期間)、②父親に半強制的に4週間の育児休暇を取得させるパパ・クオータ制、③就業しながら部分的に取得できる育児休暇(タイムコント)の3つがある。

これらは、長年ノルウェーが政労使挙げて取り組んできた「家族政策」の成果といえる(7「これまでの制度改革」参照)。

(2) 出産休暇

① 概要

出産の前後に父母が取得する休暇である。女性労働者の出産休暇は、産前に12週間、産後に6週間、男性労働者の出産休暇(無給)は、2週間(取得は出産の前後)となっている。

② 根拠法令

休暇の権利に関しては、労働環境法第8章「休業の権利」、休暇中の労働者に対する経済的支援措置については、国民保険法第5章「人生設計及び家族形態」第14条「出産・育児休暇給付及び養子手当」で規定している。

③ 制度の対象者及び要件

権利取得の対象者は男女労働者である。

④ 休暇期間

女性労働者の出産休暇は、産前に12週間、産後に6週間である。産前の12週間は、出産休暇給付(養子を迎える場合は養子手当)の支払いを受ける権利の有無に関係なく、すべての女性労働者に認められている権利である(労働環境法)。

産前12週間のうち3週間は国民保険法により、出産休暇給付の支給を通じて取得が義務づけられている。産後6週間については、労働環境法上、就業禁止期間として強制的に女性労働者に休暇が義務づけられている。ただし、医者の証明があれば就労は可能である。また、国民保険上は、母親の産後6週間の休暇取得が、父親の育児休暇取得の前提条件とされている。

男性労働者の出産休暇(無給)は、2週間である(取

得は出産の前後)。母親と同居し家族の世話や家事を行っていることが取得の要件である(労働環境法)。

⑤ 休暇中の給付

女性労働者には、出産手当が産前3週間、産後6週間支給される。出産手当は国民保険より支給される。手当の支給対象には、労働者に限らず自営業者も含まれる^(注7)。休暇の直前10か月に6か月以上国民保険対象の就労を行っていたことが受給の要件である。

給付内容は、休暇前賃金相当額の80%か100%のいずれかを選択できる(80%の場合、有給の出産・育児休暇期間は52週間となり、100%の場合は42週間となる(3)(5)参照)。ただし、年収325,020クローネ(国民保険基礎額の6倍)を超える部分はカバーされない。なお、この部分は労使の合意により、使用者がカバーする場合がある。

男性労働者には出産手当は支給されない。

⑥ 使用者の義務

使用者は、妊娠及び出産・育児休暇の取得を理由として労働者を解雇することはできない。また、出産・育児休暇中に妊娠及び出産・育児休暇以外の正当な理由により、労働者を解雇する権利が生じた場合でも解雇権の行使は出産・育児休暇の終了後まで延期される(労働環境法)。

(3) 育児休暇

① 概要

育児休暇は、最長で3年間取得できる。産後6週間の出産休暇明けから子どもが1歳になるまでの期間は、両親が分割して取得できる。残る2年間については父母がそれぞれ最長1年ずつ育児休暇を取得できる(1人親の場合1人で2年取得可能)。なお、国民保険からの手当が支給される期間(5)参照のうち4週間にについては父親が取得(パパ・クオータ制(4)参照)しないとその分手当の支給期間が減らされることになる。

また、タイムコント(時間口座制。(5)参照)を利用すると、最初の1年から、労働時間を短縮することで、その分、最長2年まで所得補償のある育児休暇を取得することができる(5)参照)。